

(別紙)

指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	適用条項		
1	西武建設(株)名古屋支店 支店長 張間 誠司 名古屋市中村区名駅2-28-3	当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらのことについて、令和5年7月21日に当該事業者が、国土交通省関東地方整備局から監督処分(同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法同条第3項の規定に基づく営業の停止命令)を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	別表第11項第2号	1か月 令和5年9月30日～令和5年10月29日	建設工事:土木工事、解体工事、水道施設工事、とび・土工・コンクリート工事
2	西武造園(株)西日本統括支店 支店長 河野 勝 大阪府大阪市淀川区西中島3-12-15	当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 また、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 これらのことについて、令和5年7月21日に当該事業者が、国土交通省関東地方整備局から監督処分(同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法同条第3項の規定に基づく営業の停止命令)を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	別表第11項第2号	1か月 令和5年9月30日～令和5年10月29日	建設工事:造園工事、土木工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事